

自転車通学及び交通費補助について

日頃より渋谷区の学校教育に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

松濤中学校の建替えによる仮設校舎（青山キャンパス）への移転に伴い、一定の条件を満たし、対象となる生徒に対し、自転車通学を認め、又は交通費補助を実施しています。

令和8年度の新1年生の利用につきまして御案内をいたしますので、希望される方は確認をお願いいたします。

記

1 自転車通学について

(1) 対象者

ア **松濤中学校の通学区域及び調整区域（下記参照）** から当校を選択した生徒で、自宅から青山キャンパスまでの徒歩での通学距離が1キロメートルを超えるもの

イ 部活（野球部・陸上部に限る。）のため青山キャンパスから他校への移動に自転車を利用する生徒

(2) 優先順位（駐輪台数が不足する場合）

自宅から青山キャンパスまでの距離が遠い生徒・部活利用の生徒を優先します。

(3) 利用条件（遵守事項）について

- 生徒及び保護者が東京都自転車安全学習アプリ輪トレ（りんトレ）に合格すること（年度ごと）。
- 自転車の交通傷害保険に加入すること。
- 自転車用ヘルメットを着用すること。
- 自転車はBAAマーク等のあるもの等、品質に問題のないものに乗車すること。
- 防犯登録をすること。
- 自転車は1年に1度点検を受けること。
- 自転車通行時は、道路交通法を順守すること。
- 危険箇所について、通行しない又は十分注意して通行すること。
- 渋谷警察による令和8年2月17日の自転車安全講習を受講済みであること。

（御案内は、別紙のとおり）

(4) 申請について

別途松濤中学校から御案内がありますので、証拠書を添えて申請を行ってください。

(5) 自転車通学開始日について

松濤中学校にて書類を審査し、校長の許可書及び自転車貼付シール（令和8年度用）を受け取った日の翌日から自転車登校が可能になります。

2 交通費補助について

(1) 対象者

対象者は、松濤中学校が仮設校舎になったことに伴い、通学距離が延びて徒歩による通学が困難となり、交通機関を利用して通学する生徒（以下、単に「生徒」といいます。）の保護者であって、次の各号のいずれにも該当する生徒の保護者とします。

- ・自宅から青山キャンパスまでの徒歩での通学距離が1キロメートルを超えること。
- ・**松濤中学校の通学区域又は調整区域（下記参照）**に居住していること。
- ・他の補助事業等により通学に要する交通費の補助を受けていないこと。

(2) 補助金額

補助金の額は、最も経済的な経路及び方法により通学に要する交通費の額（最も低廉となる通学定期券を組み合わせた額を上限）とします。

(3) 申請について

令和8年4月（予定）に別途教育委員会から御案内します。

(4) 今後の流れ

令和8年4月 (予定)	保護者様：交通費補助を申請（別途御案内します。）
	教育委員会：対象者要件を確認の上、交通費補助可否決定
令和9年3月	保護者様：購入した定期券の領収書等の証拠書の提出 (別途御案内します。また、証拠書の提出までに間が空きますので、 <u>購入した定期券の領収書等はなくさずに保管をお願いします。</u>)
令和9年4月	教育委員会：証拠書に基づき交通費補助額確定 保護者様：交通費補助額請求（別途御案内します。） 教育委員会：交通費補助額交付（口座振替）

【松濤中学校の通学区域又は調整区域】

渋谷1丁目全域、渋谷2丁目13~24番、渋谷3丁目4~11番・16~23番・27~29番、
桜丘町全域、南平台町全域、道玄坂1丁目・2丁目全域、円山町全域、神泉町全域、
宇田川町全域、神南1丁目・2丁目全域、神山町全域、松濤1丁目・2丁目全域、
代々木神園町2番、神宮前5丁目34~53番、神宮前6丁目18~23番、富ヶ谷1丁目12~43番

松濤中学校新1年生の皆様・保護者の皆様

渋谷区教育委員会

自転車で通学をするためには、交通ルール等をよく理解する必要があります。

令和8年度に自転車通学を希望する生徒は、下記記載の令和8年2月17日実施の「自転車安全講習」を必ず受講してください。なお、自転車通学には、下記記載の条件に該当する必要があります。

記

【自転車通学の条件】

※ 後日学校に証拠書を添えて申請書を提出し、学校長に許可された場合に通学が可能になります。

(1) 対象者

ア 松濤中学校の通学区域及び調整区域から当校を選択した生徒で、自宅から青山キャンパスまでの徒歩での通学距離が1キロを超えるもの

イ 部活（野球部・陸上部）のため青山キャンパスから他校への移動に自転車を利用する生徒

(2) 優先順位（駐輪台数が不足する場合）

自宅から青山キャンパスまでの距離が遠い生徒・部活利用の生徒を優先します。

(3) 利用条件（遵守事項）について

- ・生徒及び保護者が東京都自転車安全学習アプリ輪トレ（りんトレ）に合格すること（年度ごと）。
- ・自転車の交通傷害保険に加入すること。
- ・自転車用ヘルメットを着用すること。
- ・自転車はBAAマーク等のあるもの等、品質に問題のないものに乗車すること。
- ・防犯登録をすること。
- ・自転車は1年に1度点検を受けること。
- ・自転車通行時は、道路交通法を順守すること。
- ・危険箇所について、通行しない又は十分注意して通行すること。
- ・渋谷警察による自転車安全講習を受講済みであること。

1 講習日時・場所

令和8年2月17日（火）午後3時45分～午後4時30分 ・ 青山キャンパス小体育館

2 講習について

(1) 講習の内容

- | | |
|-----------------|------------------|
| ア 渋谷警察署より御挨拶 | イ 自転車に乗る前の点検について |
| ウ 一般的な交通ルールについて | エ 場面を想定して考える |
| オ 質疑応答 | |

(2) その他

- ア 生徒がやむを得ない理由で講習に参加できないときは、学校に申し出てください。
- イ 保護者も参加することができます（任意）。
- ウ 広尾中学校の生徒（新1年生も含む。）・保護者（任意）も参加します。